02320

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　はまだ小児クリニック

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　広島市西区己斐本町一丁目２５番８号

(3) 設立認可年月日　平成１８年　８月２４日

(4) 設立登記年月日　平成１８年　９月　７日

２　事業の概要

(1) 本来業務

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
診療所	医療法人　はまだ小児クリニック	３４１０２１８７４１	広島市西区己斐本町１丁目25番８号	０床

(2) 附帯業務

種類又は事業名	実施場所	備考
はまだ病児保育室ピッピの森【広島市から委託を受けて管理】	広島市西区己斐本町１丁目25番８号	

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年５月21日　　令和６年度決算の決定

令和８年３月31日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

様式３－２

法人名　医療法人　はまだ小児クリニック

所在地　広島市西区己斐本町一丁目25番8号

※医療法人整理番号　0 2 3 2 0

貸　借　対　照　表

（令和８年３月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	31,469	Ⅰ 流動負債	13,153
Ⅱ 固定資産	44,136		
1 有形固定資産	7,623		
2 無形固定資産	40	負債合計	13,153
3 その他の資産	36,473	純資産の部	
		科目	金額
		Ⅰ 出資金	23,416
		Ⅱ 積立金	39,036
		純資産合計	62,452
資産合計	75,605	負債・純資産合計	75,605

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人　はまだ小児クリニック

所在地　広島市西区己斐本町一丁目25番8号

※医療法人整理番号	0	2	3	2	0

損　益　計　算　書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月３１日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	64,330
2 事業費用	77,447
本来業務事業損失	13,117
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	19,562
2 事業費用	19,562
附帯業務事業利益	0
事業損失	13,117
Ⅱ 事業外収益	121
Ⅲ 事業外費用	117
経常損失	13,113
税引前当期純損失	13,113
法人税等	191
当期純損失	13,304

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式２

法人名　医療法人　はまだ小児クリニック

所在地　広島市西区己斐本町一丁目25番8号

※医療法人整理番号 0 2 3 2 0

財　産　目　録

（令和８年３月３１日現在）

１．資　産　額	75,605 千円
２．負　債　額	13,153 千円
３．純　資　産　額	62,452 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ 流動資産		31,469
Ｂ 固定資産		44,136
Ｃ 資産合計	（Ａ＋Ｂ）	75,605
Ｄ 負債合計		13,153
Ｅ 純資産	（Ｃ－Ｄ）	62,452

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式５

法人名　医療法人　はまだ小児クリニック

所在地　広島市西区己斐本町一丁目２５番８号

※医療法人整理番号	0	2	3	2	0

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（１）法人である関係事業者

該当なし

（２）個人である関係事業者

該当なし

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　はまだ小児クリニック
理事長　濵田　浩之　　殿

私は、医療法人はまだ小児クリニックの令和７会計年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和８年　５月２７日
医療法人　はまだ小児クリニック
監事 [redacted]